

第五回 参議院水産委員会會議錄第八号

昭和二十四年五月二十六日(水曜日)午後一時三十分開会

本日の會議に付した事件

○漁業法案(内閣送付)

○漁業法施行法案(内閣送付)

○委員長(木下辰雄君) 只今から委員會を開会いたします。本日は、漁業法案並びに施行法案を議題に供します。

逐條審議に移る前に青山委員から全般的質問の通告がありましたから、この際許します。

○青山正一君 今日長官がお出でにならなくて、この立案の当局者である松本技官にお出で願ったわけなんです。が、先般の委員會に私の質問に對しまして、水産長官なり或いは次長、組合課長、それらの立場で御回答があつたわけで、それと同じような問題であります。が、どうしても私には納得が行き兼ねますので、左に御質問申し上げたいと存じます。

先般の農林大臣の提案理由の説明に、この漁業権制度を改革するといふ一片の法律によつて、直ぐに生産力が増大したり、或いは漁業の民主化が達成されるものではない。政府としてはこれを改革することによつて、漁業経営の安定と漁民生活の確保に關する施策を総合的に推進せしめる所以であるが、漁村の封建性の根強さを思うと、この改革に對する全國漁民の積極的な関心が切望される。漁業権制度改革の成否も亦このことによつて決まる。こういうことをおつしやつておる

のであります。誠にこれは農林大臣の説明の通りで、私共もそう考へておるのであります。で在來の漁業権制度を、これはどうしても直さなければならぬといふことは、理窟は分り過ぎる程分つていますが、併しその改革の根本理念において、漁民民主化の眼目といふものは、零細漁民や多数の中小漁業者の生活向上といふものを伴わなければ、何にもならないじやないかと思ふのであります。海にのさばつてゐる資本家の独占、或いはボスの跳梁を排斥して、今までの關係を御破算にする。そして新しくやり直す。古い習慣とか或いは情実で權利を持つていた者を除き、漁民でない羽織漁師はできないようにする。働く漁民が十分に漁場を活用して生産を向上する。暮しをよくして行く。こういった事柄が大臣の説明の中に、いわゆる言外の意味として十分に含まれておるだらうと思ふのであります。そういった漁業者を對象としておるのだらうと思ふから、それ以外の漁業者といふものは比較的資本漁業であるから、そういったものはこれは違つた、適用外に置いておく。こういうふうには私は解釈いたしたいのであります。で、先般の長官なり、或いは次長なり、或いは課長も、恐らくそういった氣持をお持ちになるものと私は確信してゐる。ところが、その筋の折衝過程におきまして、いろいろお氣持が変化される。併し商港と漁港とは私は違ふだらうと思ひます。又商船と漁船とは違ひます。そういったことまで恐らく説明しなければならぬお立場を思ふとき、誠に氣の毒でなりませぬ。併し漁業協同組合に關する限り、これはどういふ性質のものか、十分にその筋へ了解を飽くまで言つて頂きたいと思ふのであります。浮魚をこの専用漁業権より外すといふのは一体どういふわけか。それは漁業協同組合といふ漁業者全部の寄り集まりの生活の破綻を意味するものであらうと思ふのであります。幾ら漁業が能率的になりまして、或いは生産高が上つても、それが全部資本家のものになりまして、貧乏な漁民がますます生活が苦しくなる、或いは舟子従業員が不安になる。これは何にもない。それでは資本家だけの民主化であり、或いは漁民を犠牲にしたやり方である。漁業権の開放といふものは働く漁民への開放であつて、決して資本家への開放ではないのであります。資本家の漁業はこれは特別の枠を設けてやらせばそれで済んだらうと思ふのであります。民主的な連合國の方針は決して漁民を奴隷化することではないと固く信じております。商港と漁港との區別、或いは商船と漁船との區別を納得せしめられるように、漁業協同組合とは如何なるものか、今一層その筋に折衝する必要を認めないかどうか。と同時に、すべての漁業権を働く漁民の總結集であるところの協同組合に與える必要はないかどうか。その本心の程を、本日若し出席しておれば長官に伺ひたいのであります。したが、一

つ松本技官より承わりたいのであります。

○説明員(松元威雄君) それは速記を止めてお話ししようか、それともオフイシアルに申し上げようか。

○委員長(木下辰雄君) それはオフイシアルにやつて貰ひたい。

○説明員(松元威雄君) お答えいたします。只今青山委員の御質問で漁業制度の改革は、新しく漁民に漁場を開放する。單に資本家の生産力だけであつて、漁民生活の安定、向上といふことが狙ひであるべき筈である。そうであるならば漁業協同組合、これの全國團體の組織化を更にその筋へ陳情いたしまして、又漁業権を協同組合に全面的に與える。これに對する水産當局の意見は如何という御質問でありました。これにつきましては根本の狙ひにおきましては正しく同じでございます。併しながらこれを實現する方式におきましては、必らずしも一致いたしておりませぬ。漁場を働く漁民へ開放しろ、このことを協同組合へ漁業権を與えるといふ方式によつて實現するか、それとも別の方式によつて實現するかは一應検討すべき問題であらう。そうして水産當局においてはいろいろの事情を勘案いたしまして、漁業権を協同組合に持たせるといふ方式を止めて、その代りに漁業調整委員會によつて調整をして行くといふ方式を採用したわけでありませぬ。従つて只今御指摘になりました浮魚を共同漁業権の範圍から外したといふことにつきまして、これも零

細漁民の權利を奪ふといふ趣旨ではななくて、浮魚のような移動性の多い魚については、これを漁業協同組合の地區單位の小さなものに固定的に障壁を設けないで、むしろ一應は自由にする。併しながら自由と申しまして決して資本の自由な發展を認めるという意味ではございませぬ。調整委員會がそこを調整して行く。それによつて固定的な障壁は設けないで一應自由に發展させる。併しながらその發展の組織は調整委員會が決めて行く、こういう方式を採用したわけでありませぬ。従つてこの委員會による調整という方式が、漁場を漁民の手から奪つて資本家に與へることとは思つておりませぬ。但しこの方式につきましては、これが成功するか否かは一に委員會の運営如何にかゝるわけでありませぬ。これにつきましては現狀を見ますれば、心ずしも委員會が全面的に理想通りに運用されるところは言われぬ節もあるわけでありませぬ。併しながらこれにつきましては、今後漁業権の再分配のあるまで二年間の準備期間があるわけでありませぬ。これから法案が議會を通過いたし、而もこれが施行になるまで相当期間ございませぬ。問題は漁民に對する法案の内容の普及徹底であらうと思つております。若し漁民がこの法案の趣旨を理解しなかつたならば、只今青山委員の御指摘の通り漁業権は漁民の手から奪われて資本家の手に入るといふことは十分予想されるのであります。例えばこの法案では、定置漁業権は第一次的に協同組合

に免許されることになつております。併しなからこの裏付になる資金、資材の面は実質的に手を打つていない。従つてこの法案のままで立法者の主観的意図が、漁場は働く漁民に開放するというのであつても、現実の問題としては只今青山委員の御指摘の通り、漁業権を漁民から奪つて資本家に與える結果になるだらうということは十分予測されるわけでありまして、これにつきましては水産当局といたしましては、この委員会による調整方式を十分に漁民に認識徹底せしめて、漁場を漁民が使うようにいたして行きたいと、こう思つております。勿論水産当局といたしましては、漁業権を協同組合に與えた方が現在の漁民の意思には即應いたしておるといふことは認めるわけでありまして、これは種々の事情からとれなかつたのであります。従つてこの点につきまして、これをその筋へどう持つて行くか。むしろ議会で十分決めて頂きたいと、こう思つております。

○青山正一君 これに対していろいろなまだ／＼私共から見ても質問すべき事項が相当あると思つておりますが、いろいろ／＼継続審議に關して非常に差迫つておるので、その面は一應後に延ばすことにいたします。

○委員長(木下辰雄君) それでは逐條審議に入ります。漁業法案の第一章は極めて簡単でありますからして、第一章を一括して御説明願います。

○説明員(松元威雄君) では第一章の御説明をいたします。第一條は、この法律の目的でございます。そして第二條は、この法律で使つておりまする用語の説明、三條、四條は、この法律の適用範囲を規定いたしております。

第五條は、これは技術的な規定で手続規定でございます。従つてこの章で一番問題になりまするのは、第一條の目的でございますが、これにつきましては提案理由その他漁業法の全体の説明におきまして、すでに大臣、長官並びに次長から御説明があつたと思ひますから、ここでは省略いたします。二條、三條につきましても、内容的にその問題がございせんので、御質問があればお答えいたしたいと思ひます。

○委員長(木下辰雄君) 第一章の第一條、第二條、第三條、第四條、第五條、これは極めて簡単でございますが、御質問があればこの際お願いいたします。問題は、第四條の権利の保障を十分することというGHQのサゼスチョンがあるということを一頭に入れて置いて頂きたい。別に質問もなければ第二章に移ります。第二章から逐條審議いたします。ちよつと一遍読んでからやつて下さい。第六條を御説明下さい。

○説明員(松元威雄君) この法律において「漁業権」とは、定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権をいう。

2 「定置漁業権」とは、定置漁業を営む権利をいい、「区画漁業権」とは、区画漁業を営む権利をいい、「共同漁業権」とは、共同漁業を営む権利をいう。

3 「定置漁業」とは、漁具を定置して営む漁業であつて左に掲げるものをいう。

一 身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深十五メートル以上であるもの

二 北海道においてにしん、いわし、さけ又はます(陸封性のますを除く。)を主たる漁獲物とするもの

4 「区画漁業」とは、左に掲げる漁業をいう。

一 第一種区画漁業 一定の区域内において石、かわら、竹、木等を敷設して営む養殖業

二 第二種区画漁業 土、石、竹、木等によつて囲まれた一定の区域内において営む養殖業

三 第三種区画漁業 一定の区域内において営む養殖業であつて前二号に掲げるものの以外のも

5 「共同漁業」とは、左に掲げる漁業であつて一定の水面を共同に利用して営むものをいう。

一 第一種共同漁業 海草貝類又は主務大臣の指定する定着性の水産動物を目的とする漁業

二 第二種共同漁業 網漁具(えりやな類を含む。)を移動しないように敷設して営む漁業であつて定置漁業以外のもの

三 第三種共同漁業 地びき網漁業、地こぎ網漁業、船びき網漁業、飼付漁業、しらいづけ漁業又はつきいそ漁業

四 第四種共同漁業 寄魚漁業又は鳥付こぎ釣漁業

五 第五種共同漁業 湖沼(主務大臣の指定するものを除く。)又は主務大臣の指定する湖沼に準ずる水面において営む漁業であつて前四号に掲げるものの以外のも

では説明に入ります。この六條は、漁業権の定義でございます。この條文は内容的にはあとの第七條、第八條と一體となつて理解する、同時に第十四條の適格性の規定とも関連しなければ理解できない條文でございます。先ず漁業権の種類は現行法では定置、区画、特別及び専用の四つになつておりましたが、これを定置、区画、共同漁業権の三種にいたしたわけでありまして、先ず、定置漁業につきましては、従来の定置漁業権では、苟くも漁具を定置して営む漁業であればすべて定置漁業に入れておりましたが、今回の法案ではこれに経済的な価値の観点を入れまして、水深十五メートル以上のもの、これをのみを定置漁業といたしております。従つて身網を設置される場所、その場所の一番深いところが最高潮時に於いて水深十五メートル以上のもの、大体規模から申しますれば五、六人以上の規模のものというふうに予想いたしております。これが定置漁業の原則でございます。これに對しまして水深十五メートル以下であつても、網の規模、その移動性等は必ずしも水深のみでは言えないので、例えば北海道のごとき、水深は浅いが沖出距離が長いのもございまして、北海道については特に特例を設けまして、北海道において「にしん」、「いわし」、「さけ」又は「ます」を目的とする網は、これを定置漁業というふうにしたわけでありまして、これ以外のものはすべて次の第五項の第二種共同漁業に入るわけでありまして、これに入りますれば、すべて共同組合が持てるわけでございます。これに反しましてこの定置漁業は共同組合では持てない、直接経営しない限り共同組合は持てないということになつておりますので、むしろこの範囲を限定して、成るべくならば第二種共同漁業の中に入れるという考え方を取つております。次に、区画漁業、こ

れは従来の区画漁業と同様でございます。多少表現は変えておりますが、内容的には殆んど同じでございます。次に、共同漁業、これは今度の法案において新しく用いた概念でございます。これは従来は専用漁業権と言つておりましたし、前に政府が発表しました案におきましては、根付漁業権と呼んでいたのでございます。それからこれを再検討しまして、内容的に大分変えて新しい共同漁業権というものを創設したわけでありまして、この共同漁業権の本質は一定の水面を共同に利用して営む共同利用ということにございまして、共同利用というものは漁民の団体が集團的に漁場を管理するということでございます。法律的にはこれは漁民の団体であるところの漁業協同組合が漁業権を持つて、そしてその定款に従つて組合に漁業を営ませるといふことでございまして、そしてこの共同漁業権には原則として漁業協同組合並びにその連合会以外のものは持てないのでございまして、そこで何を共同漁業権に入れるかという点が大問題でございますが、一應原案では第一種から第五種までといたしております。先ず第一種共同漁業、これは「海草貝類又は主務大臣の指定する定着性の水産動物」、これは伊勢「えび」、「うに」、「なまこ」、「はや」、「ひとで」、「えむし」、「かしはん」等、こういういわば海草、貝類に殆んど準ずるような動かないものでございまして、こういう水産動物を目的とする漁業、これは第一種共同漁業で、前の政府案におきまして根付漁業と言つたものでございまして、これは移動性がないたために他の部落、他の漁業協同組合との間に特別な入会関

解できない條文でございます。先ず漁業権の種類は現行法では定置、区画、特別及び専用の四つになつておりましたが、これを定置、区画、共同漁業権の三種にいたしたわけでありまして、先ず、定置漁業につきましては、従来の定置漁業権では、苟くも漁具を定置して営む漁業であればすべて定置漁業に入れておりましたが、今回の法案ではこれに経済的な価値の観点を入れまして、水深十五メートル以上のもの、これをのみを定置漁業といたしております。従つて身網を設置される場所、その場所の一番深いところが最高潮時に於いて水深十五メートル以上のもの、大体規模から申しますれば五、六人以上の規模のものというふうに予想いたしております。これが定置漁業の原則でございます。これに對しまして水深十五メートル以下であつても、網の規模、その移動性等は必ずしも水深のみでは言えないので、例えば北海道のごとき、水深は浅いが沖出距離が長いのもございまして、北海道については特に特例を設けまして、北海道において「にしん」、「いわし」、「さけ」又は「ます」を目的とする網は、これを定置漁業というふうにしたわけでありまして、これ以外のものはすべて次の第五項の第二種共同漁業に入るわけでありまして、これに入りますれば、すべて共同組合が持てるわけでございます。これに反しましてこの定置漁業は共同組合では持てない、直接経営しない限り共同組合は持てないということになつておりますので、むしろこの範囲を限定して、成るべくならば第二種共同漁業の中に入れるという考え方を取つております。次に、区画漁業、こ

か。こういうふうに思ふのです。私は比較的こういうことに馴れておりますが、この共同漁業権という言葉、その言葉を初めて聞いて、大変いい取扱い方だったと、こう考えてはおるが、例えば第三種の共同漁業のときに、特別漁業権のこういうものが入る、特別漁業権中にこういうものを含んでおると言われただけでは、直ぐびんと来ないので、従来の特別漁業権の種類を全部一應あげて、その中のこれとこれとがこうであるという繋がりをはつきりして貰えたら大変いいのじゃないかと思ひます。そういうような氣がいたします。これは私が意見を御参考に申上げますが、いづれにいたしまして、も、従来の専用漁業権がどういうところに入るか、それを答え願ひたいと思ひます。

○説明員(松元威雄君) 答弁いたします。先ず第一の、第五項第五号の主務大臣の指定する湖沼に準ずる水面とは、如何なる所かと申し御質問でございますが、これは例で申しますと、京都府におきます與謝の内海とか、或いは京都府と兵庫縣の境の久美浜という所がございますが、このような湾でありまして、實際上は湖に近いという場所を考えております。精神は従つて湖に準ずるような封鎖できる水面で、その地元の協同組合だけに管理されて間違ひないと思はれる、こういう地域でございます。第二の昭質問の、河川の専用漁業権はどうなるかという御質問ですが、これはあの第八章の、内水面漁業と関連するものでありまして、第二百二十七條におきまして、「内水面において、区画漁業以外の免許はしない。」とありまして、従つて河川に

おきましては、この協同漁業組合の免許もしないのです。従つて従来の専用漁業権というものは、河川では保護がなくなるといふわけでございまして。それから只今御意見のございました具体的な漁業種類、この漁業は何に当り、この漁業は何に当るかということについては、あとで印刷物で差上げたいと思います。

○江熊哲壽君 河川の区画漁業です、それはお認めになつて行くお考えですか。

○説明員(松元威雄君) この点はあとで御説明いたしますが、河川におきましては養殖をする、魚を殖やすということをお新しい漁業制度の根本の狙いとしております。従つて河川では、原則は國でやります國営増殖の面、國と申しまして、すべて國でやるわけではなく、實際問題は縣なり、地元の團體を使つて行きますが、そういう國営増殖が建前でございますが、これに對して地元で区画漁業権を貰つて養殖をする。そして國がやる以上に効果を上げるという場合は、区画漁業権を免許するつもりでございます。併し養殖しない以上は区画漁業権の免許をしないということにいたします。

○青山正一君 この與謝の内海というのは天の橋立があつて、あの出ておるあの内部を與謝の内海と、こう言いますか。久美浜というのは久美浜の灣の中を言うのですか。

○説明員(松元威雄君) そうです。

○青山正一君 そうすると浜名湖はどうなりますか。

○説明員(松元威雄君) お答えします。只今浜名湖についての御質問がございましたが、浜名湖は成る程地図で

見ますと、一應封鎖されておるように見えますが、問題は、例えば浜名湖一田を單位とする組合ができて、その組合が浜名湖を管理できるかどうかという問題であります。そういう場合に、浜名湖のように組合が一つできて、その組合で管理して行くということはできないわけでありまして、それであれは第五項の中の指定湖沼の中には入れないつもりでございます。

○青山正一君 そうすれば、石川縣の邑知湖のような一つの漁業組合でそういうものをやつておる所はどういうふうに扱われますか。

○説明員(松元威雄君) お答えします。邑知湖は湖沼に入るわけでございます。邑知湖は湖沼に入るわけでございます。

○委員長(木下辰雄君) 外に御質問ありませんか。

○尾形六郎兵衛君 さつき江熊委員からの御質問がありました、河川漁業権というのは全部今は消滅してしまふというのですか。

○説明員(松元威雄君) 河川の漁業権は、海の漁業権と同様に二年以内に全部御破算にしまして、その後は区画漁業権だけしか免許いたしません。いわゆる従来の専用漁業権は許さないわけでございます。

○尾形六郎兵衛君 文字の上では区画漁業権ということを書きましても、實際河川の現場に行つて見て當嵌めた場合どうなるかということについて、もつと具体的に突は聞ききたい。法律上の文字だけでは御説明の通りであります、それはちよつと松元君では工合が悪いとすれば、いづれ又適當な方にも来て貰つたときにお聞きすることにした、こう思います。尙

○説明員(松元威雄君) 河川における漁業権の問題、これは確かに非常な問題になる点でございます。現在各地におきまして、河川では区画漁業権しか免許しない、いわゆる従来の専用漁業権の免許はしないという点につきまして、非常な反対のある点もございまして、それについて更に然らば今度は区画漁業権を免許するならば、免許する区画漁業権の範囲はどの程度のもので、従来の専用のような曖昧なもので、それ大して増殖はしないで、消極的な増殖としておるか、いわば繁殖保護でありまして、こういうような消極的な増殖をしていくという範圍のものまで含むのか、或いはちよつとばかり区画をして区画漁業権と言へるのかどうかというふうな質問も非常にございまして、これにつきましては水産廳の考えとしては、区画漁業権というのは嚴密な区画である、單に消極的に魚を殖すとか、或いは形式的に放流をするとか、そういう形のものでなくて、嚴密に種を放して魚を殖すというのに限るつもりであります。勿論現実問題につきまして、この問題はどつちかというところはむづかしい問題でございますが、方針としては区画漁業権の範圍は曖昧にはしない、嚴密にするつもりでございます。

○江熊哲壽君 ちよつと今の尾形君の御質問から、更に私はそれが今問題になつたようですから重ねてお伺いしたいのですが、河川の場合の区画漁業権というものは一体どの規模というか、程度のものでしょうか。どの程度のものを指すのか、例えば具体的に申しますと

いふと、川全体が一區画と考えるというよりも、これは理論的にも私は實際的にも成立すると思ひます。それから又非常な違つた角度から堰堤なら、水力電氣などの堰堤から堰堤までとか、或いはこの堰堤から堰堤までとか、といった意味におけるものも考えられ、ところがこれらのものはいづれも養殖というのを目的として施設したものではない、養殖ということを目的とお考えになるのか、いや、そういう質問は甚だ愚問のようですが、これはいろ／＼な場合において問題が随分起るだろうと予想されるから、そこあたりの、こういう大事な問題の決定の当初に當つて、そういうことが十分検討されなくちやいけなと思ひます。どういふお考えでありますか。

○説明員(松元威雄君) お答えいたします。わざ／＼養殖の目的のために施設を作つたものでなくして、天然の堰堤でありまして、又極端に申しますれば、川全体であつても区画漁業権の成立することも考え得るわけでありま

す。但し堰堤の場合は区画漁業権を認めるつもりであります、一河川全体につきまして廣い区画漁業権は今のところ認めるつもりはありません。そういう廣い範圍の水面では養殖できる筈はないと思つております。従つて区画は割合狭く一組合、その組合も何十ヶ村という廣い範圍ではないつもりであります。

○委員長(木下辰雄君) 詳細は第八章に行つたときに御質問願ひます。御質問がなければ第七條に移ります。第七條の説明を願ひます。

○説明員(松元威雄君) 第七條を先ず

読みます。(入漁權の定義) この法律において「入漁權」とは、設定行為に基き、他人の共同漁業権又はひび養殖業、かき養殖業若しくは第三種区画漁業たる貝類養殖業を内容とする区画漁業権に属する漁場においてその漁業権の内容たる漁業の全部又は一部を営む權利をいう。この第七條の内容、これは今説明いたしました第六條から次の八條並びに後の第十四條二項、或いは第六項と全部一括して讀まなければ理解できないのでございまして、一方御説明します。従来の入漁權は共同漁業権又は専用權に限つていたわけでございます。それを今度は撤げまして、共同漁業権、従来の専用權の外にひび養殖業、かき養殖業、第三種区画漁業たる貝類養殖業を内容とした区画漁業権につきましては、入漁權といふのを認めたわけでありまして、これは丁度山林におきまして他人持ちの、他部落持ちの入会山に入り会うという考え方でございまして、一部落が入会山を總有している、それに対して他の部落がやはり總有的にその入会山を利用する、むづかしく法律用語を使いますれば、そういうことでございまして、そういう他の部落の持つて入会山を利用するといふ權利、これを海におきましては入漁權といたしたわけでありまして、それで今度新たに特殊の区画漁業にも認めましたのは、これら漁業権は名前は共同でないけれども、共同漁業権と同じように部落民が、協同組合員が原則として平等に使う權利がある漁業権である、これは後の第八條と関連いたしますが、このように名前前は専用權でなくとも、内容的には共同權であるという理由で以て新らしく

由は、これらの漁業権は、名前は専用漁業権と言わず、共同漁業権という上、

うに違っておりませんが、本質において協同組合の組合員たる漁民が組合の定款に従って共同に利用する、共同に漁場を使うという点では同様でございますので、同じような扱いをいたしたわけでございます。

○江頼哲翁君 この区画漁業権というものを何故この共同漁業権の中に入れて当初の第六條で考えなかつたか。そうしてここにあるいわゆる区画漁業権というのは、無論その個人々々ができるということに、第八條の今の御

説明の精神から見て、これは共同漁業権の中に入れて考えて一向差支えなかつたのではないかと、これは考え方がちよつと無理があるかも知れませんが、そう思うのですが、今の御説明は非常に私は結構だと思ふのですが、そ

の説明から判断するとどうもそういう結論が出そうなんです、そこらあたりにどうですか。

○説明員(松元威雄君) お答えいたしました。只今の江熊委員の御質問、これは尤もと思っております。つまり内容は

が持つて管理するのが適当である、こ
ういう意味において共同漁業権の範疇
に入れて然るべきものだと思っており
ます。ただこの点は、従来の漁業権、
現行漁業法のシステムに倣いまして、
漁漁法から申しまして、定置、区

画、共同と分けたのでありまして、これらの区画漁業権は、内容からは共同漁業権と同じであり、本質は同じでございますが、漁法が違つておるので一應別扱いにしました。

○委員長(木下辰雄君) 外にありません。

んか……それは第九條に移ります。

○説明員(松元威雄君) 第九條「定置漁業及び区画漁業は、漁業権又は入漁権に基くものでなければ、営んではならない。」これは現行法にもある規定でありますが、多少表現を変えております。この中で「基く」と申しますのは、みづから漁業権若しくは入漁権を持つておるか、或いは共同経営をするとか、こういう場合でございます。貸付は禁止されておりますから含みません。説明を終ります。

○委員長(木下辰雄君) 第九條に対する御質問ありませんか……それは第十條に移ります。

○説明員(松元威雄君) 第十條「漁業の免許」漁業権の設定を受けようとする者は、都道府県知事に申請してその免許を受けなければならない。……現行法では漁業権の免許官廳は専ら漁業権は農林大臣、その他の漁業権は都道府県知事といたしておりますが、今度の法案におきましては、全部都道府県知事といたしたわけであります。向これに関連いたしまして、知事が免許をする場合には、第十二條の規定に従いまして、必ず海区漁業調整委員会の意見を聞くこと、こういうふうにいたしております。

○委員長(木下辰雄君) 第十條に対する御質問ございませんか。

○江縣哲壽君 ちよつとお尋ねいたします。これはなか／＼事務的に常にある問題が起るわけになるのですが、これは或いは先に出ておるのじやないかと思うのですが、私まだ研究しておらないのでございますが、この海区という言葉で表現されておるだけではちよつと分りませんが、二縣三縣とい

うものに重大な関係のある漁場というものが絶対考えられることもない場合がありやせんかと思ひますがね。その場合における取扱い方はどこかに出ておるませんか。ちよつとそれを……

○説明員(松元威雄君) お答えいたします。漁場が二縣に跨る場合、これは現実にごさいいます。この場合の処置といたしましては、第三十六條、ここに「管轄の特例」という規定がございます。「漁場が二以上の都道府県を管轄するときは、主務大臣は、これを管轄する都道府県知事を指定し、又は自ら都道府県知事の権限を行うことができる。」ということになっております。現実例としても、現在でも京都府に農林大臣免許の漁業がございます。

○青山正一君 それはどこですか。

○説明員(松元威雄君) 京都府と福井縣の境です。田井でございます。

○委員長(木下辰雄君) 御質問はございませんね。それでは第十一條に移ります。

○説明員(松元威雄君) 第十一條(免許の内容等)の事前決定) 都道府県知事は、漁業の免許について、海区漁業調整委員会の意見をきき、漁業種類、漁場の位置及び区域、漁業時期その他免許の内容たるべき事項、申請期間並びに共同漁業についてはその関係地区をあらかじめ定めなければならない。……第二項「都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきいて、前項の規定により定めた免許の内容たるべき事項、申請期間又は関係地区を変更することができる。」第三項「前二項の規定により免許の内容たるべき事項、申請期間

及び関係地区を定め、又はこれを変更したときは、都道府県知事は、これを公示しなければならない。……この規定は新しい漁業法の免許方針のまあ一つの特色を示したわけでございます。……

……従来の免許方法は申請者がこういふ漁業権を免許して呉れたいとて申請者に任したわけでございます。そうして行政官廳としましては、免許の申請が他の漁業権と衝突するとか、或いは公益上害があるというふうな特別の理由のない限り必ず免許をする義務があるのであります。従つて漁場の免許は個人の種々の希望によつて合理的にでき上つてないという、こういう弊害があるものであります。これは予め今度は免許する場合に、一旦申請した場合に合理的に漁場の位置以内に免許を決める、そうして免許を貰うときは自分はどういう漁業権を自分に免許して呉れたいことを申請しようとするわけでありまして、そうしてこの漁場の最も合理的な科学的な利用を図つて行くということでありまして、そこで知事は免許をする前に予め「漁業種類、漁場の位置及び区域、漁業時期その他の免許の内容たるべき事項」を決める、それからこの漁業権を欲しいものは、いつまでに申請しようという申請期間を決める、特に共同漁業の場合につきましては、この漁業権の管轄地区はどこであるかということ、これを決めなければなりません。この地区ということのは第十四條第六項に出て来るわけでありまして、関係地区内の三内の二以上の関係漁民、これを含んでおります協同組合がなければ共同漁業の免許を與えないわけでありまして、そういう特別

の法律一項を持つております。併しこれは予め決めなければならんと考えまして、その場合には海区委員会の意見を聞く、知事の専断では決めないということにいたしております。第二項は一旦決めた漁場計画、漁区の計画でありまして、知事は海区委員会の意見を聞いて変更することができると、こういう規定であります。第三項は事務的事項でありまして、公示をするという規定でございます。今度の新免許につきましては、期日につきましては、漁場計画は予め事前に決めるという点がむづかしいところであると思ひます。若しこれが従来のように縣知事が適当にやりますれば、生産力の發展という大きなことか言ひまして、實際現状と対照して変りはないのじやないかというところは生産力の観点、民主化の観点から行きまして非常に重要な規定であります。

○委員長(木下辰雄君) 質問ありませんか。

○江縣哲壽君 これは全く新しい法で、いろ／＼なことが考えられますが、この第十一條の初めの方の漁場の地区を予め定めなければならんと書いてあるのがありますが、何と言ひますかね、この内容はちよつとここに書いてありますが、どういふ形式をお取りになりますか、ちよつとどういふ御予定でおられるのか、まだ決まつておらん点もありませんので、事務的にどういふ取扱方をなさいますか。

○説明員(松元威雄君) これは實際問題としましては、免許する場合には、事前に各自の希望はどこ／＼で、どういふ免許が欲しいか、事前に希望を取りまして、こちらでも二年の間に新しい漁場計画というものを考えておりましたが、それと脱み合せまして、實際に決めて行く、それを委員会に言つて決めて、そうして置いて、そうなるから、これを發表して申請者を又募り直すという方式を取るつもりであります。これは漁場の作り方の技術内容でございますから、今こうであるということとははつきり申上兼ねる点でございます。

○江縣哲壽君 その程度で了承いたします。

○委員長(木下辰雄君) ありませんか、それでは第十二條に移ります。

○説明員(松元威雄君) 第十二條(海区漁業調整委員会への諮問) 第十條(漁業の免許)の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。……従来のように知事の専断では決められないわけでありまして、そうして委員会の意見を聞かなければならん、この意見の聞き方でございますが、これは法律ではどういふ聞き方をするかということ、それは言つておりません。この條文では知事がいづれにも決めてもいい、單にお座なりで以て意見はどうか、お座なりの意見を交す、或いは委員会の意見をはつきり申上げても、その意見と違つたときは自由だと、この條文では読めるかも知れませんが、事實問題として、先ず知事はいづゆる委員会の意見が決まつたら、それに反対することとはできない、委員会は諮問機關に過ぎないけれども、事實上は決定機關に近いものであるというように了解しております。ただこの点を農地委員会でありまして、全く決定機關になつております。その点を漁業調整委員会につ

いて、決定機関になかった点について、いろいろ賛否両論はあつた点でございますが、現段階としては、一應は形式上は知事に決定権を持たせるというわけでございます。

○矢野西雄君 これは大体このアメリカ式の方式が、あなたが農林、水産の問題でなくて、殆んど採られて来たのでありますが、例えば現在文部省においては、大学設置委員会というのがあつて、大学設置委員会の動いて来ておる實際を見ると、こういうような、ちよつと関係のないようだけれども、非常に関係がある。あらゆる方面から考へて見て当然この人は教授にならなければならぬのに、大学設置委員会の或る部の委員長とか、或る委員の考へ方によつて助教に落されておる。結局その大学設置委員会の委員の構成如何によつて、全く常識外れのような結論が出ておる。或いはこれは主としてソ連が占領ドイツ下において急速に実施した農地改革を、更に又占領下に置かれた日本が農地委員会によつてあらゆる改革を断行した。これらのものを顧みて見ますと、いよ／＼水産問題にこの委員制度というものを実施する場合においては、すでにかかるとこの種の委員会が果して来るとこの業績というものを、大いに私は提案者たるものは研究して書かれたことと思ふのです。これだけでは誰がこの委員に選ばれるか、それらの方法等は、第六章の八十二條から漁業調整委員会というものが出て来ておるもので、この機会に或いはお尋ねすべきであると思ふますが、これについて事前にこの立法者たる、立案者たるこの水産当局においては、何か今申上げたような、すて

に我が國において、新憲法下において、これらの委員会制度によつて、いろいろ運用して見た功罪についての御検討があつたと思ふますが、その功罪両面を御勘考になつて、水産廳として海産漁業調整委員会、その他連合調整委員会というのがありますが、その実施前の何か政府当局としての陥り易い弊害とか、こういう点はこゝ更正しなければならぬかという点、この、打明けた御研究になつた点を一應この機会に御発表をして頂きたいと思ふます。

○説明員(藤田嘉吉) 只今矢野委員からの御意見は非常に御尤もなところでありますが、新しい憲法で、日本は民主主義の國家として進んで行くわけでありませうけれども、實際問題といひまして、これは一片の憲法なり、或いは一片の法律で全部のものが急に理想的なものになるといふことは、これはないものでありまして、やはり國民全体が漸次啓蒙されて民主化の本来の意味を理解して来なければならぬと行かない。却つて又逆な効果を及ぼすというふうなこともあらうと思ひます。現在日本で各方面において起つております問題というものは、私は何と申しますか、理想と現実とのギャップというものが出来て来ておる、これはその思ひます。これはもうすべてのものにそういうものが出来て来ておる。反動的に從來のものが悪い。新しいものが逆のようないでやつておるというこゝで、從來はそういうことが反動的に出ておるようには私は思ふのであります。併しながらよく考へて見ますと、やはり從來のようには行政官廳が非常な権限を持つておりまして、役人の

まあいけば浅い経験、或いは一方面的の経験だけでこういう大きな処分をして行くといふことも、これは弊害も出ておるわけでありまして、これはやはり方向としては民主的な機構を取つておる。その機構が、果してどの程度民主的に運用されておるか、法の底意するやうな効果を挙げるかという問題は、やはり啓蒙運動もやつて、或る程度、時とそれに藉きなければ急速にできないと思ひます。従つて漸次それをやつて行かなければならぬというふうには、これは日本の國というその全体がやはりそういう方向に向わざるを得ないのじやないかと私は考へております。

ただいろいろ委員会について前例もあるわけでありまして、例えば農地委員会というものが前例にございます。そういうふうな点についての何と申しますか、非常に行過ぎになつております点、或いはあとから考へまして、どうかと思はれるような点というふうな点については、できるだけそういうふうな点と同じような、又失敗を繰返さないようにというふうな心構えで研究をいたしまして、そうして又漁業と農業との区別から来るところの問題についても、これは研究いたしまして、差別のありますところは変えておるつもりでございます。例えば漁業調整委員会が決定機関であるとか、諮問機関であるか、或いはその選挙の仕方等をどうするかというふうな点、その外の点についてもいろいろ十分そういう点は研究をいたしまして、一應の案をして作つておるわけでありませう。

○委員長(木下辰雄君) よろしうございますか。外に御質問ありませんか。この第十二條に対してはGHQから調

整委員会の外に利益関係者の意見を聞く必要はあるかないかというふうな、サセッションが来ておるようです。それをお含み願ひます。次に第十三條に入ります。

○説明員(松元成雄君) 「免許をしない場合」、第十三條「左の各号の一に該当する場合は、都道府県知事は、漁業の免許をしない。」

一 申請者が第十四條に規定する適格性を有する者でない場合
二 第十一條第三項の規定により公示した漁業の免許の内容と異なる申請があつた場合
三 その申請に係る漁業と同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至る虞がある場合
四 漁業調整その他公益上必要があると認める場合
五 免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がないとき

前項第五号の場合においてその者の住所又は居所が明らかでないため同意が得られないときは、最高裁判所の定めるところにより、裁判所の許可をもつてその者の同意に代へることが出来る。

3 前項の許可に対する裁判に関しては、最高裁判所の定めるところにより、上訴することが出来る。

4 第一項第五号の所有者又は占有者は、正当な事由がなければ、同意を拒むことが出来ない。」

ここに第一項に掲げました五つの事由、これ以外、これに該当しない場合には必ず知事は免許しなければならぬわけでありませう。これらの事由がある場合には免許してはならない。ない場合に免許する。こういうことにいたしましたのであります。先ず、第一点は適格性のない場合、適格性につきましては、次の第十四條で御説明いたしまして、二番目には前の第十一條におきましては、予め漁業計画を決めまして、免除の内容を決める、こういうふうな條文を置いたわけでありませうが、予め決まつた免許の内容と違つた出願をした、それには免許を與えない。そういうたしませんが予め漁業計画を決めたことが何にもならないわけではございませう。第三号は、漁業権を不当に集中しては行かない。これにつきましてはいろいろ疑義があるようでございませう。なぜ漁業権が不当に集中する場合に免許をしては行かないと規定したかと申しますと、不当に集中する場合の不当なという意味は、独占禁止法、過度競争力集中排除法がございませうが、これの立法の趣旨とは必ずしも一致しておりませう。例えば独占禁止法の場合でございませうと、独占して、その結果不当に取引を制限する、いわばあれは消費者を保護するといふ建前の規定でございませう。それに対してこちらはそういう点ではなくて漁業権というものは、大体数が限られておる、従つて希望者が沢山ある。本質的に数が限られておるという点があるわけではございませう。それを本来なら、成るべくならば希望者全部に免許してやりたい、それが数の限定でできないわけでありませう。それにもかかわらず、それが一人で沢山持つといふことは民主化といふ点から言ひましていかんというため、不当に集中する場合には免許しな

わけでありませう。これらの事由がある場合には免許してはならない。ない場合に免許する。こういうことにいたしましたのであります。先ず、第一点は適格性のない場合、適格性につきましては、次の第十四條で御説明いたしまして、二番目には前の第十一條におきましては、予め漁業計画を決めまして、免除の内容を決める、こういうふうな條文を置いたわけでありませうが、予め決まつた免許の内容と違つた出願をした、それには免許を與えない。そういうたしませんが予め漁業計画を決めたことが何にもならないわけではございませう。第三号は、漁業権を不当に集中しては行かない。これにつきましてはいろいろ疑義があるようでございませう。なぜ漁業権が不当に集中する場合に免許をしては行かないと規定したかと申しますと、不当に集中する場合の不当なという意味は、独占禁止法、過度競争力集中排除法がございませうが、これの立法の趣旨とは必ずしも一致しておりませう。例えば独占禁止法の場合でございませうと、独占して、その結果不当に取引を制限する、いわばあれは消費者を保護するといふ建前の規定でございませう。それに対してこちらはそういう点ではなくて漁業権というものは、大体数が限られておる、従つて希望者が沢山ある。本質的に数が限られておるという点があるわけではございませう。それを本来なら、成るべくならば希望者全部に免許してやりたい、それが数の限定でできないわけでありませう。それにもかかわらず、それが一人で沢山持つといふことは民主化といふ点から言ひましていかんというため、不当に集中する場合には免許しな

七

いということになるのであります。但しその場合、不当な集中に至る虞れのある場合には沢山持つてはいかんというところではあります。その意味は誤解を招くことが多いのであります。いわば経営の合理化、或いは多角経営をするということとは当然あるべきことでありまして、又そういうようにして行きたいと思つております。経営の合理化というのでなく、ただ沢山持つておることを抑えるわけでございます。従つてこれらに不当に集中する虞れのある場合には、経営の内容、漁業権の数、或いは希望者の数、その他の具体的状況に應じて、具体的に判断しなければならぬ問題で、一律に第三号に該当するやうな不当の集中とは何であるかということについてはお答えしかねるわけでございます。考え方としてはそういうやうな考え方でございます。それから第四号は、「漁業調整その他公益上必要があると認める場合」と申しますのは、この本法第一條に書いてあります目的からも合致しまして、漁場を総合的に利用する、こういう意味でございます。そういう漁場の総合的高度利用の観点から免許してはならないと思ふのであります。「その他公益上必要があると認める場合」と申しますのは、船舶の航行上害があるとか、海底電線敷設上害があるとか、その他いろいろの害が考えられるわけでありまして、第五号は、ちよつとこれは理由が違ひまして、これは現行法におきまして、こういうやうに漁場の敷地を他人が持つておる場合、水面を他人が占有しておる場合、こういう場合におきましては、所有者又は占有者の同意というところを講つてございます。この規定と併せまして、こういう場合には免許しない、私有財産権を保護したわけでございます。併しながら私有財産と申ししましても、絶対的に権利者の指示に任せるわけではない、従つて正当な理由がなければ同意を加えないということも第五号で規定しております。若し同意を拒んだ場合には裁判所に訴えて同意の判決を求めることができる。その判決があれば同意は要らないと、こういたしましたわけでありまして、それから三項は漁場の敷地の所有者、又は水面の占有者の住所又は居所が明かでない場合には「裁判所の許可をもつてその者の同意に代えることができる。」、こういたしております。第二項と第三項の「最高裁判所の定めるところにより」というのは、從來の規定で定めてございまして、例えば現行法におきまして、勅令で裁判所の許可を求めることに關する件ということが規定されております。その手続的な規定を今度は最高裁判所の規則で決めておるわけでございます。説明を終ります。

○矢野西雄君 第三号の「不当な集中に至る虞がある」という場合、この不当なものという解釈が、これは実にいろいろの解釈ができると思ふのです。殊に委員会の選挙の方法等よろしきを得ない場合には、世に言ひいわれるボスというものが委員の中に必らず相当数に當選する。そしていわれる許可権といふものを委員会が結局把握しておるのでありますから、それによつて結局左右される。まだ我々の兄弟は、少くとも、私が調査したところによつても五十万近く帰らないでおる。すでに帰つた者が六百三十万人おる。帰らない者も、又帰つた者の中にも、資材、資金といふものが全然準備されなかつたために、優秀なるその水産に關する経験と、それから見識と、又止むに止まれない熱意を持つておる諸君がこの中には相当数あります。ところがそれらの諸君が、この「不当な集中に至る虞がある」という場合で禁止規定を設けておつて、この運用そのよろしきを得なければ、殆んど全面的にシャット・アウトされます。大体一升の中に一升五合水が入つておるやうな状態だと某議員などは日本の水産業界の姿態を表現しておるものでありますから、必然的にこれは漁区拡張の問題も起つて来ますけれども、併しともかくも我々は生きなければならぬ。そういうやうな場合において、水産を通して生きたいというその力と熱意を持つておる諸君が、この濫用によつてその許可を得られないというやうな、免許も得られないというやうな不当な条件下に置かれるというところは、私はこれは新憲法下の営業の自由権から言つても、基本的人權の尊重から言つても、実に悲しむべきことであるから、そういうやうな場合には何とか特別の考慮を拂うやうな規定を設ける必要はないかどうか。全然このままではこの解釈の仕方は結局委員会自体の自由裁量でありますから、そういうやうなことをなんかにいつて、果して立案者自身が考えられたこととあります。率直な御意見を伺ひまして置きたいと思ひます。

○説明員(松元威雄君) お答えいたします。只今御指摘のやうに「不当な集中」ということにつきましては、いろいろの問題がございます。特にまあ事実問題として、第一次的に判断する者も、又帰つた者の中にも、資材、資金といふものが全然準備されなかつたために、優秀なるその水産に關する経験と、それから見識と、又止むに止まれない熱意を持つておる諸君がこの中には相当数あります。ところがそれらの諸君が、この「不当な集中に至る虞がある」という場合で禁止規定を設けておつて、この運用そのよろしきを得なければ、殆んど全面的にシャット・アウトされます。大体一升の中に一升五合水が入つておるやうな状態だと某議員などは日本の水産業界の姿態を表現しておるものでありますから、必然的にこれは漁区拡張の問題も起つて来ますけれども、併しともかくも我々は生きなければならぬ。そういうやうな場合において、水産を通して生きたいというその力と熱意を持つておる諸君が、この濫用によつてその許可を得られないというやうな、免許も得られないというやうな不当な条件下に置かれるというところは、私はこれは新憲法下の営業の自由権から言つても、基本的人權の尊重から言つても、実に悲しむべきことであるから、そういうやうな場合には何とか特別の考慮を拂うやうな規定を設ける必要はないかどうか。全然このままではこの解釈の仕方は結局委員会自体の自由裁量でありますから、そういうやうなことをなんかにいつて、果して立案者自身が考えられたこととあります。率直な御意見を伺ひまして置きたいと思ひます。

○説明員(松元威雄君) 今の点は実はちよつとでなく、この趣旨は一人が不当に持つていてはいかんという趣旨でございます。漁業権は数が限定されております。長崎縣では「いわし」揚操は六百ヶ統、長崎における「いわし」の定置漁業は百二十以上はいけないことになつていけるとする。それを百二十のり

の大部分を一人が持つてゐる、個人が独占する場合を言つてゐるわけですが。○矢野西雄君 ああそう、了解。○江藤哲彦君 今の矢野委員の御質問に似たやうな点があるのですが、一体「同種の漁業」と、こういう言葉で言つてゐるのですが、これは恐らく立案者の趣旨は狭い意味の「同種の漁業」、こゝろ言つてゐるのではないと思つております。併しこれは考え方によると、可なり漁業分類の上から言つて、少し中間的な程度まで括げて考へるというやうなことによつて、解釈がいろいろ解釈の結果においては、大変不当な集中という限界が移動して来るわけですが、この「同種の漁業」というのは全然極く下の微細な分類におけるところの漁業の同種という意味に、つまり漁種なら漁種、漁区の種類なら分類におけるその狭い意味における「同種の漁業」、こゝろいう意味であるかどうかというところをお伺ひして置きたいのであります。それから「漁業調整その他公益上必要があると認める場合」、これは非常に抽象的な言葉ですから、矢野委員の言われたやうに、海区漁業調整委員会の構成如何によつては、これがあらゆる角度において漁業調整というやうな意味に絡んで来るといふと、非常に、むしろ免許してはならない。つまり免許しないという方面に強く照用される傾向もある。そういうやうなことにいつてどういふふにこの「漁業調整その他公益上必要がある」というやうな場合のことを適用して行くかどうかというやうなことにいつて、殊に短時日のうちに膨大な漁業権処理をやる場合においては、この言葉が恐らく一番大きな問題となつて処理される危

險性が多分にあるんですが、何かこの点についてお考えがありますか、お伺いします。

○説明員(松元威雄君) 先ず第一点、「同種の漁業」と申しますのは、狭い意味の漁業分類ではございません。今度は、例えば定置漁業免許につきましても、従来のように細かく漁種に分ける、更にこれを告示に従って何百に分けるという方法は採らないつもりであります。いわゆる「いわし」定置網漁業というように主たる漁獲物によつて區別する。「いわし」を取るような漁法という意味でありまして、こういう免許をするわけです。従つてこの同種というところが、そういうような意味でございまして、漁業方法或いは規模というものを考え併せまして決めるわけでございます。現在の告示にあるような狭いものではございません。第二点の「漁業調整その他の公益上必要があると認める場合」という内容は非常に曖昧であるというのは御指摘の通りであります。併しながらこの点は如何に法律に書きましても、最後の問題はすべて委員会の運営如何によるものだと思います。現行法では例えはこの場合には「既ニ免許ヲ與ヘタル漁業ト相容レスト認ムルトキハ亦前項ニ同シ」「水産動植物ノ蕃殖保護其ノ他公益上必要アリト認ムルトキ」と同じような表現を使つておるのであります。が、この場合がどうであるかといううなことは、委員会の具体判断にならざるを得ないと思つておるわけでございます。

○矢野西雄君 教育方面においては教育委員会が設置されて、その教育廳の一つの行政機関として教育長や主事が

ある。教育委員会は結局決議機関と執行機関と両面あると思う。決議機関であると共に實際運営して行くのは、そのいゝ／＼な事務担当その他決議機関たるその委員会に／＼な資料を提供する、丁度我が水産委員会の運営を円滑ならしめるためには、有効ならしめるためには専門員その他の機関があるのです。だからこの委員会を運営して行くためには私は相当或る程度組織を必要とすると思うのです。そういうような点に立つて、教育委員会では教育長とか、主事等の講習をして盛んにその委員会の運営の実績を挙げるために結局努力しておるわけです。これは教育委員会に匹敵するような意味の海区漁業調整委員会というよりなこの委員会そのものの運営のために、何かそうしたこれらの運営を有効ならしめるための関係者をして教育するような計画等がありますか。一種の決議機関たる委員会だけの委員をその委員会に送り込んで、それでやりさえすればよいというところですか。これについての計画組織というようなものをお聞きして置きたい。

○説明員(松元威雄君) お答えいたします。只今の矢野委員の委員会の事務局が非常に重大であるという御指摘は御尤もと思つております。具体的にはこの法案におきましては「委員会には、書記又は補助員を置くことができる」となつておりますが、残念ながら予算その他の関係で十分置ける、手当も十分でないという憾みがあるわけでございます。この書記又は補助員につきましまして、御指摘の通り教育講習は十分やりたいと思つております。委員会の運営は実に事務局の良否如何にかかる

わけでございますから、教育はしたがい、只今法案が通つておりませんが、具体的なプランはやつておりませんが、やる計画であります。それともう一つは、委員会運営の大方針に関する問題だつたと思ひますが、現行法では委員会が諮問機関であつて決定権は知事にあるという形を形式上取つておりますが、事実問題としては委員会が實質上働きをするということは先程申しました通りでございます。その場合に從つて將來の方向といたしましては段々縣の水産課、縣の役人自身が委員会の事務局になるというふうに行きたい。これは現在の方式ではそこまで行つておりません。全くこれはこの委員会の運営のやり方を見て、徐々に持つて行く方法ですが、考え方としては縣の水産課というものが委員会の事務局というふうになるわけでございます。こゝういふふうに行つて行きたいと思つております。

○矢野西雄君 これは藤田次長に伺いたしたんですが、そういうふうなためにどこで、今まで教育委員会等の文部省を主体とした教育講習等のやり方を研究しているというふうなのはどこでやつていますか。水産廳の……

○説明員(藤田次長) これはむしろ一般的教育というよりも、特殊な専門的な教育をしなければならぬと考えます。これは例えば丁度漁船乗組員の素質の改善というふうなことで、現在水産廳で若干の経費を組んでやつております。講習会をやつております。何かそういうふうなやり方で、これはやはり何と申しますか、將來漁業調整委員会ができて、そしてその例えは書記その他の事務局が揃つて参ります

れば、我々といましてはやはり講習会、そういうふうなことを目論見まして、そしてそのうち或いは定期的な、或いは短期の講習であるとか、或いは長期の講習であるとかいふふうなことで、やはり／＼漁業法の趣旨をよく吞込ませ、又將來漁業調整委員会が過ちなく活動するに必要ないろいろの問題、そういうものをよく吞込ませる、そういうふうな施設を必要とする、私共としては、これは先程松元事務官からお話ございましたように、現在の予算ではまだ調整委員会ができておりませんから取つておりません。併しながら調整委員会ができて参りますれば、当然これは要求して、そういうふうな点については力を入れて行きたい。これは文部省がやるのではなくて、むしろ水産廳自身がやつて行く、こゝう思つております。

○矢野西雄君 僕の表現が十全でなかつたために藤田次長は大変誤解しておられますが、そういう意味じゃない。例えは教育委員会における組織的、計画的な講習があつていいが、この委員会ができるに際しての水産廳の現在における構想如何、それを質問したゆえんのも、やや意見にもなりますけれども、今までの日本のあり方は、それができてからでなければならぬ。そんなことは実に泥棒を捕えて縄をなう式であつて、そんな近視眼的なやり方なのです。いゝ／＼こゝうした委員会でも作つて民主的な運営を圖ろうとするためには、全面的に水産業界の内容を革新的に一新して、そして狭い漁区内においても十全の能率を発揮するよう、私は百年の大計を立てるために、

これらの問題について委員会を作つて、いゝ／＼それが働き出してからでは遅いのです。その関係官吏と申しますか、或いは自治体の役員と申しますか、これらの者を結局すでに養成して置かなければならぬ。教育行政の面においても、例えば私は一番大事なのは設備よりも金よりも人であるといふので、いわゆる縣立師範学校を官立専門学校にした、僕はその先頭を切つて働いた男であるが、併しながら学校は看板を塗替えたが、例えばこれを教育するところの教育者をどこで教育するかという、その教育機関は、師範学校のその教授達をどこで教育するかということ、この教育機関がない、だから看板の塗替えだけである。だから委員会というよりな民主的な一つの機構を作るためには、結局制度でも組織でもない、人でありまして、その委員会の運営に當る委員の選任の方法を考えると共に、私は水産廳において百尺竿頭一步を進めて、教育委員会の教育長の主事等の教育講習という方法を水産廳においても調整委員会の役員の教育を実施するように計画すべきではないか、例えば今度の参議院における醜態のごときも、議員たるものいゝ／＼の民主教育が不徹底のためである。実に悲しむべき國民にお詫びの申しようもない醜態をこの権威あるべき参議院自体が暴露しておる。決して議員であるからと言つて、委員であるからと言つて特権的存在のごとく考へておる、それらの委員の頭脳は粉砕すべきである。私は思つておるのであります。そういう意味において將來期待しておる我が水産業界の発展のために設けられる、この民主的な委員会という

ものは、あの水産委員会のあれを見よと言われような実績を挙げて見たいと思う。それには委員自体の教育に対する構想がめづらされておられなければならないし、その委員会のいわゆる運営に当る、執務に当る執行機関たるところの關係者を教育するところの十全の計画を今のうちに立てて、この委員会が發生する前に、行政整理等のために水産廳等においても、或る程度の整理があるならば、その中から希望者を選んだり、或いはその他實際今地方の最前事務官から御説明の通りに、水産課を併合するというような構想があるならば、すでに水産課の希望者を集めてそろそろすでに教育に着手する。それには予算措置をしなければならぬから、この法律を發足する前に、それらの計画と実行が行われなければならぬと私は思います。その一切の行政の問題を、すでに來てしまつてから後にやつと予算を取り、いわゆるやれ講習会を開くとか、やれ訓練機關を設けるとかいう、そんなやり方は旧式の封建的時代である。だから思い切つた大きい構想と、本當の正しい新しい構想のために一つの大きい覺悟を持つておられるかどうか、そこを私は今伺うためにその端緒として御質問を申し上げたのであります。意見も含みましたが、根本は先ず質問であります。

○説明員(藤田龍君) 只今お尋ねになりました矢野委員の御意見は誠に御尤もだと思ひます。率直に申し上げます。また私共にはそこまでの具体案は考えておりませんが、これは早急に私共といひましても、そういうふうな点につきましても根本方針を立てて、そしてこれは財政の問題、その他いろいろむづかしい点があるかも知れんとは考えますけれども、できるだけ速かに只今矢野委員のおつしやいましたような方向に持つて行きたい、こう思います。

○理事(尾形六郎兵衛君) 外に御質問もなければ、その次の第十四條に移りたいと思ひます。

○説明員(松元威雄君) 第十四條(免許)についての適格性、定置漁業又は区画漁業の免許について適格性を有する者は、左の各号のいずれにも該当しない者とする。

一 漁業に関する法令の悪質な違反者であること。

二 労働に関する法令の悪質な違反者であること。

三 海区漁業調整委員会における投票の結果、総委員の三分の二以上によつて漁村の民主化を阻害すると認められた者であること。

四 前三号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるのであつても、實質上その申請に係る漁業の經營を支配するに至る虞があること。

第一項と第二項以下は内容が大分違つております。先ず第一項で切つて御説明申し上げたいと思ひます。

後の三十條で漁業権は貸付を禁止されておりますために、漁業権は原則として漁業をしなければ免許いたさないという、第一項は指令する者の適格性の事項でございます。この場合に四つの一つに引つかつた人間は適格性が無いと、こういうふうにいひましております。適格性と申しますのは、いわば最小限度の資格審査と言ひますが、最

小限度の資格要件でございます。先ず一は「漁業に関する法令の悪質な違反者であること」これにつきましても、表現が曖昧でありますために、いろいろ疑義、又問題が惹起することと予想されるわけでございます。この漁業に関する法令と申しますのは、漁業法並びに漁業法施行規則、その他漁業法に基きましている「の」漁業取締規則、中央の取締規則でありますとか、縣の漁業取締規則、そういうものが出ております。これを言うわけでありまして、よく御質問があるわけでございますが、價格關係の統制法規、或いは配給關係の統制法規は漁業に関する法令には含まれません。悪質と申しますのは非常に曖昧な表現でございますが、若しこれをただ違反者であるというふうにいひますと、これは漁業法自体非常に欠点がございます。現行法の欠点が一々拾ひ上げればこれはきりがないう話でございます。それから又違反をしてその後刑に処せられた者というふうにいひますと、むしろ運の悪い者が刑に処せられたということもございまして、又数も少うございまして、従つてそういうふうな形式的に違反者とか、或いは形式的に刑に処せられたとか、形の上の要件ではなく、實體を判断をいたしまして、悪質であるかどうか判断する。悪質な場合には漁業権の免許の適格性がないというふうにいひしたのであります。併しなからこの悪質の判断ということ、條文では悪質と書きましても、實際判断としましては、どの程度が悪質かということ、これは實際の委員會の運用、或いは現地の實際の状況判断によりまして

大體見當が付く。例えば食糧管理法違反でありましても、悪質のものは検事局へ送検するという言葉も使つております。だから社會通念として、一應の修理は立つのじやないかと、こう思つてゐるわけでございます。それからこれは、一旦悪いことをしたならば懲罰する意味で免許しない、こういう意味ではございませぬ。よく一旦悪いことをしたら二度と免許を受けられないのかという御質問がございしますが、そういう意味ではございませぬ。若しこの男に免許したならば、將來漁業法令の悪質な違反をするだろう、そういうふうな予想される人間という意味でございまして、ただその場合に、莫然と予想される点が非常に曖昧でございます。そして、その男が將來悪質な違反をするかどうかという意味でありますので、過去の実績を見て、この男は過去にこういう悪いことをした、而もその後改悔の情もないというふうな点を判断しまして、適格性があるかないかを決めるわけでございます。それから第二項の労働に関する法令と申しますと、労働組合法でありますとか、或いは労働基準法、或いは労働關係調整法とか、或いは職業安定法、それから三十トン以上の汽船につきましては船員法、船員保険法、それから船員職業安定法とか、いろいろ労働部面の規定が出ております。これに悪質に違反した者は適格性はないといひたわけでありまして、これは現在の段階におきましては、労働法令は必ずしも漁民の間に浸透もいたしていません。又労働法規自体が非常に現状とマッチしないので、直ちに機械的に云々することはできませんが、悪質なもの、例えば十一

條に違反して組合運動をしたから首を切つたというふうなもの、これは適格性がない、こういうふうにしたのであります。それから第三点、これも非常に問題になる点でございます。これは海区漁業の調整委員會で投票いたしました、これは總委員はあとで大體原則として十名というふうにいひたしてありますが、この十名の總委員の三分の二以上、つまり七名以上でございまして、これが投票いたしました、このものは漁村の民主化を阻害する、こういうふうな投票をする場合には免許の適格性がないとしたわけでありまして、何が漁村の民主化を阻害するか、これは非常に問題でございます。これをもつとはつきりして呉れという希望がございまして、これを法律に具體的な事例で一々列挙するわけに参りませんので、むしろこの法案自体は委員會の運用に任かしたい、こう思つたわけでありまして、それから第四項は二項三項によりまして、適格性を有しかどうかを見まして、若し適格性を有しないものが、實質上しるろにありまして、協同經營でありますとか、又仕込みをするとかしまして、表面に立たないけれども、裏で經營を支配しておるという場合には免許の適格性がない、言わば脱法を防いだわけでありまして、一應第一項の御説明を終りまして、

〔理事尾形六郎兵衛君退席、委員長着席〕

第二項以下は内容は大分違ひますので、次に御説明いたしたいと思ひます。

○委員長(木下辰雄君) 第一項に対して何か……

○江縣哲壽君 これは御質問申上げる

と、必ず委員會の運営に任せるという

言葉で逃げたので甚だ困るのだが、併し第十四條の第一項の場合においては、これが悪用されるといふ嫌いが多分にあるというところは、例えば一つの漁業に関する法令のいふ「違反者だとか、こういう言葉の場合について考えて見ますと、悪質な違反者が違反をやつたといふことになる、何人か認めるといふことです。その場合においてこれがこの條文の書き方で行けば、これは終身懲役になつてしまつて、結局まあ或る一人の委員から脱されておれば永久に漁業はすることができないのだと、こういう結果になるのであります。これは漁村の場合には非常に封建的であり、旧慣を墨守しているだけに、一應親人から脱されたらなかなかうだつが上らない。そこへ持つて来て委員会の運営に任せるのだといふふうな書き方にしていると、非常に民主的であると言へば如何にも民主的であるが、日本が民主化されていらない今日において民主的であるといふことは依然として旧勢力を温存するといふことになる。これは私はそう考へておるのですが、そのことについて何か防止のことを考へになつておるかどうかといふことを聞きたい。これはどこにも、ここにもそういうふうな言葉が出て多分に心配されることであります。が、どうもちよつと委員が悪いと言ふと終身懲役になりそうなのですが、そのところを一つ御説明願います。

○説明(松元威雄君) お答えいたします。只今の終身懲役見たいになるのではないかと、これは解釈ではなりません。法律上は、そう思つております。と申しますのは、悪質な違反者であるといふに規定いたしましたし、性がない。従つて法律上は終身懲役にならんわけでございます。實際上の運営といたしましては、一人の親から脱されたら永久に浮かばれんといふことはあるのをごさいます。これはいつもの逃げ道といふふうに取りられるかも知れませんが、例えば現行法においてはこういう適格性を有するといふ一切書いていないわけでございます。そのものが親人の負担、こうなつております。又他の法令におきまして免許をする場合、許可をする場合に適格性でありますとか、優先でありますとかいふ例、こういう例を決めた例はございせん。なまじつかこういう例を決めるために問題が出て来る。若しこの第十四條の適格性、或いは十六條から二十條までの優先規定を置かないで、免許は知事が調整委員会の意見を聞いて免許をするといふ形式にした場合に却つて問題は出ないのではないかと。こう書いてから却つて問題が出るわけでありまして、従つてここに大体書きまして、又問題は残るというわけでございます。結局その委員会を通じて、漁民を教育して行く以外方法はない。如何にこれを法文に定めても、八十條か、二百條か作りまして、問題は残る。實際問題として運営方針につきまして、悪質とはどの程度のことかといふことは、指導と言ひますか、指導と言ひますと語弊がありますが、例えば定置の場合であつたらういふふうな何回、或いは遠洋の場合であつたらういふふうな基準を設けて運営するつもりであります。それでも尚あと残る問題がある。これは結局委員会を通じて運営する以外途はない。漁民の教育をします場合に、この委員会を通ずるという方式が立案者の主観的意思として最も効果的であると、こう思つております。形式的にいたしましては、若し委員会がうまく行かん場合には再議の規定もあるし、或いは解散命令の規定もある。又その委員会の会議は公開でやるということでありまして、それも形式的な要件という言葉もあるかと思ひます。徐々委員会運用を通じて漁民の素質を昂揚せしめる以外に途はないと思つておるわけでありまして、併しながらそれは委員会の運営を決めるというのではなく、法令の曖昧な点の解釈は、細かな解釈は極力はずきりいたしたいと思つております。

○矢野西雄君 お尋ねいたしますが、第一、第二のこの違反者といふのは、刑事上の処罰を受ける、例えば三年以上の禁錮に処せられた者とか、二年以上の懲役に処せられた者とか、そういうような意味でなくて、行政処罰の意味も含んでおるのですか。

○説明(松元威雄君) お答えいたします。この違反者といふのは刑に処せられた意味ではございせん。又行政処罰に現に受けたかどうか問題はございせん。従つて仮に懲役にもならない、行政処罰も受けていなくても、悪性違反をしたことがあれば含まれるわけでございます。

○矢野西雄君 それは最初の江熊委員の質問と同じようになるかも知らんが、それでこの言葉で大体一つの判定の標準になり得ますか。こんな抽象的な一つの表現の形式を取つて果してこれが物差になり得ますか。

○委員長(木下辰雄君) 速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(木下辰雄君) 速記を始め。

○江熊西雄君 今次長のいふ／＼の御説明を承つて事情はよく承知いたしました。又その御説明を聞くまでもなく、私共はその点十分承知いたしております。今後この第十四條の規定によつて漁業調整委員会というものが短時間うちに非常に汎山な漁業権を処理して行こうという場合においては、いろいろな弊害が予想される。非常に長所もある代りに又非常に弊害が予想される。そこで調整委員会は運営と言ひますか、こういう順序による取扱い方について内規等を作つて、一律に或るスケールを以て処理して行くというやうなことが考えられるのであります。が、そういうやうなことがこの第十四條及び第十三條でありますか、この前の條文の処理の場合において、そういうやうなことをやるというところは別に差支えないのじやないか。

○説明(松元威雄君) お答えいたします。只今御指摘の点は、これは勿論差支へございせん。實際問題としてしても免許をしない場合の規定、或いは適格性の規定、或いは後の優先順位につきましても、委員会の運営に任せ部分が非常に多いわけで、實際は内規を作つて運営いたしたいと思つております。

○委員長(木下辰雄君) 第十四條については、その筋から意味甚だ不明確、何とか明確にする方法はないかといふ

サゼツションが来ておるそうですが、凡そそういう問題であらうと思ひます。いずれ御検討願ひます。外に第一項についての御質問ありませんか。第十四條は非常に重要な條文であります。非常に長いのであります。本日はこのくらいで閉会して如何でしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(木下辰雄君) 本日はこれにて散会いたします。

午後三時二十九分散会

出席者は左の通り。

委員長 木下 辰雄君
理事 尾形六郎兵衛君
委員 青山 正一君
西山 龜七君
田中 信儀君
江熊 哲翁君
矢野 西雄君
説明員 農林事務官 藤田 巖君
(水産課長) 松元 威雄君
(農林事務官) 松元 威雄君
(水産課長) 松元 威雄君
(農林事務官) 松元 威雄君

五月十九日本委員会に左の事件を付託された。

一、長崎縣富士港の漁港施設費國庫補助に関する請願(第七十一号)

一、岡山縣極木定置漁業者に兄島灣開拓工事による損害補償の請願(第七十八号)

一、漁業法改正案中一部修正に関する請願(第七百二十六号)

一、漁業制度改革に関する請願(第七百二十七号)

一、寒天原も統制撤廃反対等に関する請願(第七百二十九号)

一、漁業法改正案に関する陳情（第四百十二号）

第七十一号 昭和二十四年五月九日受理

長崎縣富江港の漁港施設費國庫補助に關する請願

請願者 長崎縣南松浦郡富江町 長五島總千代外一名

紹介議員 門屋盛一君

長崎縣富江港は、四面海におおわれた國際的の一大漁場を有する五島第一の良港であるが、大正初期以來港灣施設が放置されていたため、土砂のたい積はなほだしく、船着場附近の水深は二、三メートルに過ぎないので、三百トン級商船は八百メートル沖合にいて泊る現況であり、本港の港灣施設の完否は五島地方水産の盛衰に多大の影響を與えるものであるから、すみやかに、國庫補助による漁港施設を完成せられたいとの請願。

第四百十八号 昭和二十四年五月十二日受理

岡山縣榎木定置漁業者に兒島灣干拓工事による損害補償の請願

請願者 岡山縣兒島郡小串村長 伊丹宅治外十六名

紹介議員 島村軍治君

兒島灣は古來から魚貝類の繁殖地であつて、多量の魚獲があつたが兒島灣内の干拓工事の進むにつれて魚獲は減少し、第七区の潮止工事終了の翌日から四ツ手網を除く漁業は從前の十分の一以下に極減して、灣内漁業者の窮狀は見るにしのびない状態に立至つてゐる。特に定置漁業（櫛木張網漁業）者は、魚獲皆無と物價高および納税のため四苦八苦の現狀であるから、これら

漁業者に何等かの救済措置を講ぜられたいとの請願。

第四百二十六号 昭和二十四年五月十四日受理

漁業法改正案中一部修正に關する請願

請願者 三重縣志摩郡和具町 田中猪之助外十一名

紹介議員 木下辰雄君

このたび提出された改正漁業法案中第十九條の眞珠養殖業を内容とする區画漁業權免許について、公有水面を特定人に限定する規定は、漁村に紛争を引き起し、漁村を破滅に陥れ、漁民の生活をおびやかす結果となるから、眞珠養殖業を内容とする區画漁業權免許の規定は、漁民の民主的組織である新漁業協同組合に與え、漁民の總意によつて行使し、漁場の總合生産力の發展を図るよう修正せられたいとの請願。

第四百二十七号 昭和二十四年五月十四日受理

漁業制度改革に關する請願

請願者 東京都中央区築地五ノ一 東京都水産業會長 松原茂一外十三名

紹介議員 江熊哲翁君

近々行われる漁業制度の改革に際しては、漁村民の社會的經濟的地位の向上のために、漁業法等を改正して（一）漁業調整委員會經費の徴收方法の改善、（二）沿岸漁民を対象とする金融制度の確立、（三）沿岸漁民を対象とする漁業保險制度の確立、（四）漁業權の凍結期間中漁業權の行使について協同組合の發言權の確立等の諸項目の實現を図られたいとの請願。

第四百二十九号 昭和二十四年五月十四日受理

寒天原も統制撤廃反對等に関する請願

請願者 東京都中央区築地五ノ一（東京都水産業會内） 全國寒天原藻協會内 佐野寅雄外一名

紹介議員 江熊哲翁君

寒天原も統制を撤廃すると、原草生産は、高利貸的商業資本の支配することとなつて、漁民の利益と漁村の秩序を混亂せしめ、一連の漁業關係法規改革の意圖する精神に反することになり、またリンク制物資の配給對象からも除外されるので、採草漁民の死活問題となるから統制撤廃を取りやめられたい。また統制撤廢の如何にかかわらず寒天原も重要な輸出資源であるから、漁業會若くは集荷機關の融資の途を講ぜられるとともに、原も輸出を許可されたいとの請願。

第四百十二号 昭和二十四年五月十四日受理

漁業法改正案に関する陳情

陳情者 熊本市熊本縣廳内熊本縣河川漁業振興協議會 内 松井憲之

さきに水産廳から公表された漁業法案は、水産業界の複雑な実情を等閑視して、業者に不利になる点が多いから、斯業の振興を図り、業者の利益享有を保護するために、定置漁業權、根付漁業權及び内水面漁業權について、適切な修正をされたいとの陳情。